

岩手県告示第 577 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 7 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
桜ヶ丘訪問看護ステーション	宮古山口訪問看護ステーション	宮古市山口五丁目 3 番 20 号	平成 19 年 5 月 1 日